

第5次瑞浪市行政改革大綱

平成28年度～令和5年度

平成28年3月策定
令和3年3月変更

瑞 浪 市

第5次瑞浪市行政改革大綱の推進期間の延長について

1. 総合計画との一体的整備に向けて

平成28年3月に第5次瑞浪市行政改革大綱を策定し、第6次瑞浪市総合計画に掲げた将来都市像「幸せ実感都市みずなみ」を実現するため、「行政の質の向上」を基本方針として、効率性の観点から改善の取り組みを推進しているところですが、本大綱の推進期間が令和2年度で終了することから、推進期間を令和5年度まで延長し、行政改革を推進していくこととします。

これは、行政改革の取り組みを、市の最上位計画である総合計画に定める行政運営の方向性と一致させることや、第5次瑞浪市行政改革大綱の基本方針である「行政の質の向上」を今後も連綿と継続していくことの重要性を踏まえ、第5次瑞浪市行政改革大綱の推進期間を、第6次瑞浪市総合計画の計画期間に合わせ3年間延長するものです。

今後の行政改革の取り組みについては、これまでの独立型の行政改革大綱は策定せず、次期総合計画に包含する形で一体的に整備し、行政改革を包括的に推進していきます。

2. 進捗管理について

第5次瑞浪市行政改革大綱の延長に伴い、令和5年度まではこれまで同様、第5次瑞浪市行政改革大綱の行動計画進捗状況及び取り組み方針により評価を行います。それ以降は、行政改革の取り組みを総合計画に位置付けることから、実施計画の施策評価等にて進捗管理を行っていきます。

※第5次瑞浪市行政改革大綱の推進期間の延長に伴う所要の変更は下記のとおりです。

- ・推進期間の変更。
- ・元号の変更。
- ・人口推計(国立社会保障・人口問題研究所)の表を平成30年3月に公表された最新のものと変更。
- ・瑞浪市「人口ビジョン」の表を国勢調査確定値に基づき変更。
- ・財政推計の表の推計年度を令和5年度までとし、令和元年度までを決算額に変更。
- ・行政改革行動計画など進捗状況を反映したものと変更。